

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について  
(職業安定局関係概要)

1 受給期間内に再就職した場合の受給手続における添付書類の改正

受給期間内に就職し、その期間内に再び離職し、当該受給期間内に係る受給資格に基づき基本手当の支給を受けようとするときは、管轄公共職業安定所に出頭し、その保管する受給資格者証を離職票に添えて提出しなければならないが、離職票に代えて資格喪失確認通知書を添えて提出した場合でも手続を行えるものとする。

2 基本手当受給者の早期再就職の促進のための改正

- (1) 失業認定時の求職活動の内容の確認の際に、公共職業安定所の長が職業紹介又は職業指導を行う旨を規定すること。
- (2) 公共職業安定所の長が、自発的離職等による給付制限期間中の受給資格者について職業紹介又は職業指導を行う旨を規定すること。

3 教育訓練給付の給付率等の改正

「雇用保険制度の見直しについて」（平成19年1月9日労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会報告。以下「部会報告」という。）を踏まえ、教育訓練給付の給付率及び上限額を以下のように改正。

(現行) 支給要件期間が5年以上の者 . . . . . 4割 (上限額20万円)  
支給要件期間が3年以上5年未満の者 . . 2割 (上限額10万円)

↓

(改正後) . . . . . 2割 (上限額10万円)

4 雇用保険三事業に係る助成金の改正

雇用保険三事業については、部会報告において、失業等給付の抑制に資する観点から、雇用福祉事業を事業類型としては廃止するとともに、既存事業の規模を大幅に縮減し、各個別事業について、引き続き不断の見直しを行うべきであるとされたこと等を踏まえ、以下の所要の改正を行うもの。

なお、雇用福祉事業を事業類型として廃止することについては、今通常国会に提出した雇用保険法等の一部を改正する法律案において措置する予定。

(1) 労働移動支援助成金制度の改正

- ① 求職活動等支援給付金の見直し
- ② 再就職支援給付金の見直し
- ③ 定着講習支援給付金の廃止
- ④ 建設業労働移動円滑化支援助成金の廃止

(2) 定年引上げ等奨励金の創設等

- ① 中小企業定年引上げ等奨励金及び雇用環境整備助成金の創設
- ② 継続雇用定着促進助成金の廃止

(3) 自立就業支援助成金制度の改正

(4) 試行雇用奨励金制度の改正

(5) 地域雇用開発促進助成金制度の改正

(6) 通年雇用安定給付金制度の改正

(7) 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

(8) 人材確保等支援助成金制度の改正

(9) 雇用安定事業等として実施する事業についての規定の整備

(10) その他所要の見直し

5 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正

人材確保等支援助成金制度（建設雇用改善助成金制度）の改正

(1) 建設教育訓練助成金の改正

- ① 第二種建設教育訓練助成金の見直し
- ② 第三種建設教育訓練助成金の見直し

(2) 福利厚生助成金の廃止

(3) 雇用改善推進事業助成金の改正

- ① 第一種雇用改善推進事業助成金の見直し
- ② 第二種雇用改善推進事業助成金の見直し